スポーツ仲裁裁判所

小寺 彰

KEY WORD

一 スポーツと法

現代社会では、スポーツが、政治的、経済的に大きな役割を果たす。その典型は、オリンピックであり、またサッカー・ワールドカップであろう。各国の選手やチームは国の威光を背負って競技を行い、優勝すれば、選手は出身国の英雄となり、莫大な富を得て一生の生活が保証されることも多い。旧東ドイツ等がスポーツの政治的な役割に注目して、組織的な養成体制をとっていたことは有名である。また世界の注目を集める競技は、莫大な放映権料を支払ったメディアによって世界各地に放映され、また有力な選手やチームは企業の広告塔の役割を果たすために、各社は有力な選手やチームに莫大な契約金を支払って自社の用具等を使わせる。

オリンピックは勝つことではなく、参加することに意義があるとよく言われる。しかし、現代では、スポーツ選手や関係者には、勝つことが至上命令となっている。そこで競技会を主催する競技団体や国際オリンピック委員会（IOC）等は、競技の公正を期するために、ドーピングや出場資格等を含む詳細な規則を定めている。規則が詳細にわたり、またその違反の有無が競技の勝敗を左右するようになると――例えばオリンピックでドーピングと認定されれば金メダルは剥奪される――、当然、国際競技連盟やIOCの規則をめぐって、選手対IOC間等に種々の紛争が生まれる。そこで紛争の公正かつ迅速な処理が重大課題となり、専門的な紛争処理機関が待望されてきた。

二 スポーツ仲裁裁判所

スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport, CAS）は、一九八四年に、スポーツに関する紛争処理を目的として、IOCの肝入りで設立された。一九九四年には、CASのIOCからの独立性を確保するために、運営機関として、スポーツ仲裁国際理事会（ICAS）が設立されて現在に至っている。発足以来、CASが処理した紛争は、一〇〇余に上っている。なお、アメリカ仲裁協会等、他の仲裁機関もスポーツ関連の紛争処理を行っている。

CASは、一五〇名からなる仲裁人名簿を備え、通常仲裁部と上訴仲裁部をもつ。通常仲裁部には、仲裁合意に基づいてスポーツ関連紛争が付託され、また、上訴仲裁部には、ドーピングを含めて国際競技連盟等の裁或決定に関する不服が提起される。仲裁には、一または三の仲裁人からなる仲裁廷（パネル）が当たる。仲裁地は、CAS及びICASの本部のあるローザンヌ（スイス）で、CASの仲裁手続法はスイス法である。仲裁判断は、当事者間で、最終的かつ拘束的である。この点で、我が国の一部のマスコミが「スポーツ調停裁判所」と訳したのは誤りである（調停で出される調停案は紛争当事者を拘束するものではない）。

一九九六年のアトランタ夏期オリンピック大会から、オリンピック大会期間中に発生する紛争を迅速に処理するために、臨時仲裁部が設置されるようになった。本年二月に長野で開かれた冬季オリンピック大会でも、臨時仲裁部が設けられた。なお、参加選手のオリンピック大会への登録書式には、オリンピック大会に関して生じた紛争はCASが排他的な管轄権をもつ旨の一項が入っている。

長野臨時仲裁部は、二人の部長、六人の仲裁人、一人の事務局長と若干の事務局員から構成された。紛争が申し立てられる仲裁廷は、原則として申立後二四時間以内に裁定を出すものとされた。この仲裁廷の判断も、通常のCAS仲裁の判断と同様、最終的でかつ拘束力をもつ。

三 長野臨時仲裁部の活動

長野臨時仲裁部は、二月七日の開会式から活動を開始し、同二二日の閉会式まで活動を続けた。その間に、マスコミが大きく取り上げてCASが一躍有名になった、スノーボードの金メダル剥奪事件を含めて四つの事件を処理した。なお、参加選手数が三桁であったアトランタ大会の申立件数は六件であった。

(1) 「ブルトリコ・スキー連盟」他対IOC

「ブルトリコ・スキー連盟」事務局長を名のるXが、同人と前記連盟を申立人として、国際スキー連盟が決定し、IOCが公表したスキー競技の参加資格が、オリンピック憲章五四等に反して無効であり、その参加資格の結果、同人の長野オリンピックへの参加が不当に妨害されたと主張した。この点について仲裁廷は、Xについては、Xがプエルトリコ選手団の一員でないことを、また「プエルトリコ・スキー連盟」については、国内競技連盟であることが立証されなかったことを根拠に、それぞれの申立権限を否定し、そしてその結果として本件についての仲裁廷の管轄権を否定した。

(2) X対IOC

ドーピング検査の結果、スノーボード競技で金メダルを獲得したXから所定量以上のマリファナ（カンナビノイド）が検出され、IOC理事会がXから金メダルを剥奪する旨決定した。

IOC医事規定では、マリファナは禁止物質とされていないが、国際競技

連盟とIOCの医事責任者との合意によって検査が行われ、結果によって制裁を課すことができるもの（WADC）と規定されており（同条項）、IOC理事会は、この条項を根拠に剥奪決定を行った。

仲裁廷は、マリファナについて、国際競技連盟とIOCの医事責任者との間に合意がなかったと解釈し、そしてこの解釈が長野オリンピック組織委員会が発行した「薬物ガイド」で、マリファナが「注意して使用すべき物質」中に掲載されていることによって裏付けられるとして、Xの請求を認め、IOC理事会の剥奪決定を取り消した。

(3) X社対Y国スピードスケート連盟

長野オリンピックでのスピードスケートの記録ラッシュに大きく寄与した、

▲朝日新聞1998年2月13日朝刊（朝日新聞社提供）

「大麻禁止合意なし」

カナダ選手処分巡り仲裁裁定

既の靴とブレード（刃）を固定しないタイプのブレードでは、靴とブレードは違ったメーカーが製造していた。スピードスケートでは、同人のY国選手が空気抵抗を弱めるために、ブレードメーカーである人社が製造した、A社のロゴ入りのカバーを使用した。そこで靴のメーカーであるX社は、Y国スピードスケート連盟の管理のもとに自社のロゴが意図的に隠されて、A社が靴のメーカーでもあると誤認され、X社の広告活動が妨害されたとして、オリンピック憲章六一及び日本の不正競争防止法を根拠に、スケートカバーの使用禁止を求めた。

仲裁廷は、オリンピック憲章六一については、Y国選手のスケートカバーの使用が宣伝目的のものとは言えず、また同条が商業的な競争を規制しようとするものではないとして、連盟のオリンピック憲章違反を否定した。また不正競争防止法については、厳しい時間的な制約の下では判断できないとして、X社が他のフォーラムを利用できる権利を有していると述べ、X社の請求を退けた。

(4) ①X及びスウェーデン・オリンピック委員会対国際アイスホッケー連盟、②チェコ・オリンピック委員会対国際アイスホッケー連盟

本件は、スウェーデンのアイスホッケー選手Xがアメリカ国籍の取得によってスウェーデン国籍を喪失していることが判明したために、国際アイスホッケー連盟がXの出場禁止を、Xの出場していた試合を没収試合としないとの決定を下した。この決定について、臨時仲裁部に二つの申立がなされた。①では、X等が連盟の出場禁止決定を争ったが、仲裁廷は、オリンピック憲章四六が、各国オリンピック委員会が当該国民しか選手登録ができない旨を定めていること等を挙げて、請求を退けた。

難しいのは②の方であった。②では、国際アイスホッケー連盟の規則が、出場資格のない選手が出場した試合は没収される旨を規定していたことが論点となった。この規定が適用されたチームだけが不利益を蒙るが、オリンピックではそうはならない。オリンピックでは、二つのリーグ（CとD）での勝敗別に、Cリーグの一位とDリーグの四位、Cリーグの二位とDリーグの三位、そして三位と二位、四位と一位との対戦で決勝トーナメントが始まる。そのため、D組二位のスウェーデンが四位となれば、C組一位のロシアと初戦で当たり、ロシアは初戦から強敵と闘わなければならず、本件と無関係のロシアが不利益を蒙る。仲裁廷は、この点に着目し、またスウェーデンと異なるリーグで戦いスウェーデンと戦っていないチェコが試合没収の請求資格を欠くとして、本件を認定し、それを補充しようとした国際アイスホッケー連盟の決定を支持した。

この四つの裁定は、ドーピング、興業宣伝、選手の国籍という、スポーツ紛争の主要なカテゴリーを網羅しており、スポーツ紛争の実例をうまく示している。

四 スポーツ仲裁の役割

CASの役割には、法律上の紛争を処理する通常の仲裁とオリンピックという部分社会の紛争処理の二つの側面がある。日常的には、通常仲裁部は前者を、上訴仲裁部は後者を扱うが、長野臨時仲裁部は、双方の役割を果たした。(1)(2)(4)は、後者の性格の紛争であり、また商事紛争の性格をもつ(3)は、前者の性格の紛争である。

スポーツ仲裁裁判所はスポーツを法に服させることだと言われ、スポーツ紛争の法的処理は我が国でも大きな課題と認識されてきている。そこには、一般社会の法を実質的にもスポーツ界に及ぼすこと、IOCや国際競技連盟等の内部規律を法的手法で審査することの二側面がある。それが前者の局面であれば当然のことであるが、他方、後者の局面は、スポーツ界においてどのような紛争処理を公正と考えるかという政策問題である。

（参考文献）小田滋「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決」ジュリ一一二七号（一九九八年）九四頁以下、早川吉尚「仲裁文献紹介（五三）」JCAジャーナル四五巻四号（二〇九八年）三〇頁以下。

（こでら・あきら・東京大学教授）